

公益財団法人臨床研究奨励基金  
評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程

〔平成 25 年 4 月 1 日〕  
制 定

平成 25 年 4 月 1 日施行

改正 平成 25 年 5 月 20 日 令和 3 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、この法人の評議員、役員、助成審議委員会委員（以下「審議委員」という。）の報酬等及び費用に関し、妥当性と透明性の確保を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、審議委員をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。ただし、代表理事並びに業務執行理事は常勤役員とみなすことができる。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(支給)

第 3 条 本法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等及び費用を支給することができる。

- (1) 常勤役員には、業務執行状況に合わせて（別表）常勤役員報酬表に基づき、定例役員報酬を支給することができる。
- (2) 評議員並びに非常勤役員等には、評議員会、理事会、助成審議委員会への出席のほか職務遂行に対する報酬を支給することができる。
- 2 評議員並びに役員等には、賞与を支給しない。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じて第 5 条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(報酬、謝金の額)

第4条 本法人の常勤役員に対する定例報酬月額は、(別表)常勤役員報酬表のとおりとし、各々の報酬月額は報酬表に源泉徴収税額を加えた額のうちから、理事会の決議によって定めるものとする。

2 評議員会、理事会及び助成審議委員会への出席に支給する報酬は1日につき2万円に源泉徴収税額を加えた額とする。

3 監事による会計監査に支給する報酬は、1日につき3万円に源泉徴収税額を加えた額とする。

4 審議委員による事前審査に支給する謝金は、1回につき3万円に源泉徴収税額を加えた額とする。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金とは、常勤役員として誠実に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払う。

2 常勤役員退職慰労金は、在職年数及び(別表)常勤役員報酬表を参考に、理事長及び業務執行理事が相談し、理事会の決議を経て支給する。

(費用)

第6条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、請求によって支払うものとし、又前払いを要するものについては前もって支払う。

2 代表理事並びに業務執行理事には、その通勤の実態に応じ通勤費を支給することができる。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て別に定める。

附 則

この規程は、令和7年3月10日から施行する。

### 3.評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程

#### (別表) 常勤役員報酬表

	月額
第1号	30,000円
第2号	50,000円
第3号	100,000円
第4号	150,000円
第5号	200,000円